

山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業 及び起業支援事業実施要領

(趣旨)

- 第1 山形県と県内全市町村が共同して実施する移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業に関しては、本事業に係る国の要件その他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

- 第2 山形県版総合戦略及び県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山形県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山形県と県内全市町村が共同して、移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

- 第3 移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、山形県と県内全市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地域未来交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、山形県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

- 第4 移住支援事業、マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

山形県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者が、第5 1(1)①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件を満たす場合に、山形県と居住地の市町村が共同して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

山形県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する(職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業)とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

3 地方就職学生支援事業

山形県が、「令和8年度山形県地方就職学生支援事業交付金交付要綱」及び「山形県地方就職学生支援事業実施要領」により、東京圏内（条件不利地域を除く）に居住し、かつ本部が東京都内にある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学する卒業年度の学部生で、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住・就職する者に対して就職活動にかかる経費（交通費）及び移住に係る経費（移転費）の一部を給付する。

4 起業支援事業

山形県が、「令和8年度やまがたチャレンジ創業応援事業助成金交付要綱」及び「令和8年度やまがたチャレンジ創業応援事業助成金募集要領」により、起業支援機関を設置して社会的事業の起業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

（移住支援事業及びマッチング支援事業）

第5 移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

山形県は、事業の制度設計・全体管理、地域未来交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

（1）移住支援金の支給

市町村は、申請時において①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす就業又は起業をした者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては最大100万円、単身の場合にあっては最大60万円の移住支援金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。ただし、同加算については、加算を実施する市町村に限り対象とする。

① 移住等に関する要件

次に掲げる全てに該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、

離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 東京圏以外の道府県又は東京圏内の条件不利地域に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、山形県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付金の交付決定がされた後であって、山形県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- d 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- e 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（エ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市町村が認める場合を除く。
- d その他山形県及び市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、市町村の判断により対象とすることを可能とする。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件

山形県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市町村が当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 市町村において、山形県と協議のうえ、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。
- (イ) 地域の基幹産業である農林水産業に加え、地域に必要な業種、家業等への就業要件が設定されていること。ただし、上記の就業に加えて、地域資源の活用や維持管理等の地域の取組への参加も認める場合には、山形県と協議のうえ、設定すること。
- (ウ) 対象範囲の明確化に当たっては、山形県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

⑤ 起業に関する要件

第4の4に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、毎年度4月1日（2019年度にあっては7月1日）から1月末日までの間に、申請書（様式1）、移住先の就業先の就業証明書（様式2）及び本人確認書類等、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当することを証する以下の書類を移住先の市町村に提出することにより申請を行うものとする。

a 全員が提出必須の書類

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

- ・申請書（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）
- ※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。
- ・移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- ・移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

- b 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類
 - ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- c 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ・履歴事項全部証明書、開業届の写し等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
- d 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
 - ・卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- e 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
 - ・移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
- f 移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- g 移住支援金（テレワークの場合）申請者のみが必要な書類
 - ・所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）

※個人事業主を対象とする場合については以下の書類の追加提出を必要とする。

- ・業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
- ・開業届の写し又は確定申告書の写し
- ・申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）
- h 移住支援金（関係人口の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・要件に該当することを証する書類（各市町村において定めるもの）
- i 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・起業支援金の交付決定通知書

（イ）支給方法

市町村は、（ア）の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の

要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式 3）を交付し、移住支援金を全額一括で支給するものとする。

（２）移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山形県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

また、山形県内での移動であって、移住支援金支給市町村が認めた場合は、返還を求めないものとする。ただし、以下の県内統一のルールに基づいて債権管理及び回収を行うものとする。

① 全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

（ウ）（就業の場合のみ該当）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（エ）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

③ 債権の管理及び回収方法

（ア）移住支援金受給者が移住支援金支給市町村から県内の別の市町村へ転出した場合は、移住支援金支給市町村は移住支援金受給者に関する情報について、速やかに転出先市町村及び山形県に共有する。

（イ）転出先市町村は、移住支援金受給者が転入した場合には、移住支援金支給市町村及び山形県に情報共有するとともに、移住支援金受給者である旨を適切に管理する。

（ウ）移住支援金受給者が転出先市町村から更に県内の別の市町村へ転出した場合は、転出先市町村は移住支援金支給市町村及び山形県に情報共有する。

（エ）移住支援金支給市町村は、移住支援金受給者が県内の別の市町村へ転出した場合も引き続き債権の管理を行い、山形県内で複数回の移動の後に最終的に山形県外に転出した場合の債権回収は、移住支援金支給市町村が行う。

（３）移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに山形県に共有することとする。また、山形県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

山形県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 人手不足となっている製造業や農林漁業、輸送・建設・介護等の産業分野を中心に、若者をはじめとする高度人材を主なターゲットとして山形県外からのＵＩターン求人を積極的に行う法人であること。
- (イ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。
- (エ) みなし大企業でないこと（ただし、上記（ウ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）
- (オ) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (カ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

(2) 移住支援金の対象法人の選定

山形県は、以下の申請が（１）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書に加え、（１）①の要件に該当することを証する書類を山形県に提出する。

② 登録

山形県は、①の申請が（１）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

山形県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町村と共有することとする。

3 執行体制

山形県及び市町村は、移住支援事業及びマッチング支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、事業の一部を山形県及び市町村以外の者に委託することができる。この場合、1及び2中「山形県」又は「市町村」とあるのは当該事業の一部を受託した者とする。

(財源の負担割合)

第6 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

移住支援金及び移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、山形県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、山形県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金及び移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地域未来交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、山形県が負担する。

(協力)

第7 山形県と市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施に必要な事項は、山形県が県内市町村等との協議等を行い定める。

附 則

- 1 この要領は、2019年4月1日から実施する。
- 2 2019年度に限り、第5の1(1)②(イ)中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあつては、山形県のサイト）に掲載している求人」、同(オ)中「マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあつては、山形県のサイト）に上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、2020年2月25日から施行し、2019年12月20日以降に山形県に転入した方から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年9月4日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年11月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。